

函館市森林整備高性能機械整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）、北海道林業成長産業化地域創出モデル事業実施要領（平成29年8月14日付け林業木材第619号水産林務部長通知および平成30年6月29日付け林業木材第455号水産林務部長通知。次条において「道要領」という。）および函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、市長から道要領第4の1に規定する事業計画書の承認を受けた者とする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の承認を受けた者は、市長から補助金交付の内示があったときは、市長から指定された期日までに補助金等交付申請書を提出するものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。